

日本意匠分類及び国際意匠分類に関する我が国ユーザーの意見

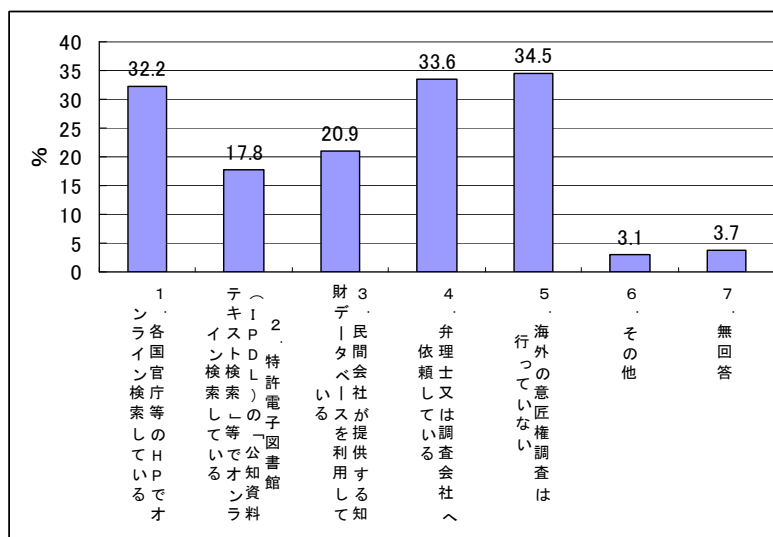
1. 国際意匠分類及び日本意匠分類に関して

国際意匠分類については、アンケート調査からは、各国官庁等の HP でオンライン検索(約32%)をするケースや、外部委託するケースが多いことがうかがえる。(表1)

また、今後の国際意匠分類利用については、利用に問題が無いとの回答が約33%、「1. これまでも利用しており問題無い」12.4%、「3. 今後は利用したいが利用にあたって特に問題はない」20.9%ある一方で、使いこなせないと考えている者が約28%、「2. これまで利用したことはあるが、使いこなせなかった」6.2%、「4. 今後は利用したいが、使いこなせないと思う」21.5%あった。(表2)

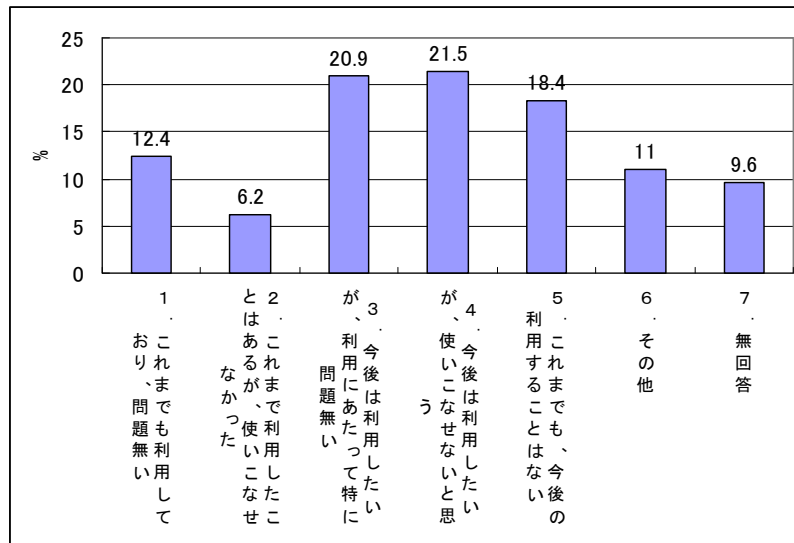
更に、国際意匠分類を利用する際の問題点として、分類の全体構成が分かりにくいとの回答が約58%を占め、それ以外にも、各分類肢に含まれる物品の定義が分かりにくいとの回答が約43%、英語及びフランス語であるため分類一覧表が読めないとの回答が約41%であり、分類の全体又は各分類肢の構成が分かりにくいことを問題点として挙げる意見が大勢を占めた。

【表1】海外の意匠権の調査状況、及び海外調査しない理由の分析



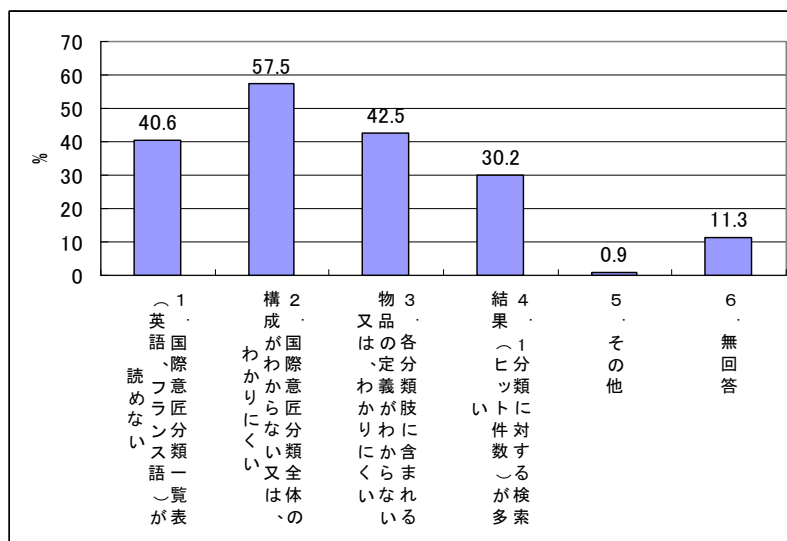
出典:平成23年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究 ～ロカルノ協定加盟に向けた意匠制度の在り方～」を基に特許庁作成

【表2】国際意匠分類利用時の問題の有無について



出典：平成 23 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究 ～ロカルノ協定加盟に向けた意匠制度の在り方～」を基に特許庁作成

【表3】国際意匠分類利用の課題について



出典：平成 23 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究 ～ロカルノ協定加盟に向けた意匠制度の在り方～」を基に特許庁作成

またヒアリングからは、含まれる物品が分かりづらい点や、分類の全体構成が分かりにくいことを指摘する意見があった。その他、同じ物品であるにもかかわらず、国により異なる分類が付与されているなど、分類定義がないことによる分類の不明確さを指摘する意見があった。

更に、分類肢が粗いため、検索時に本来サーチの必要が無い資料まで検索することになり、効率的なサーチができないという問題点が指摘されている。

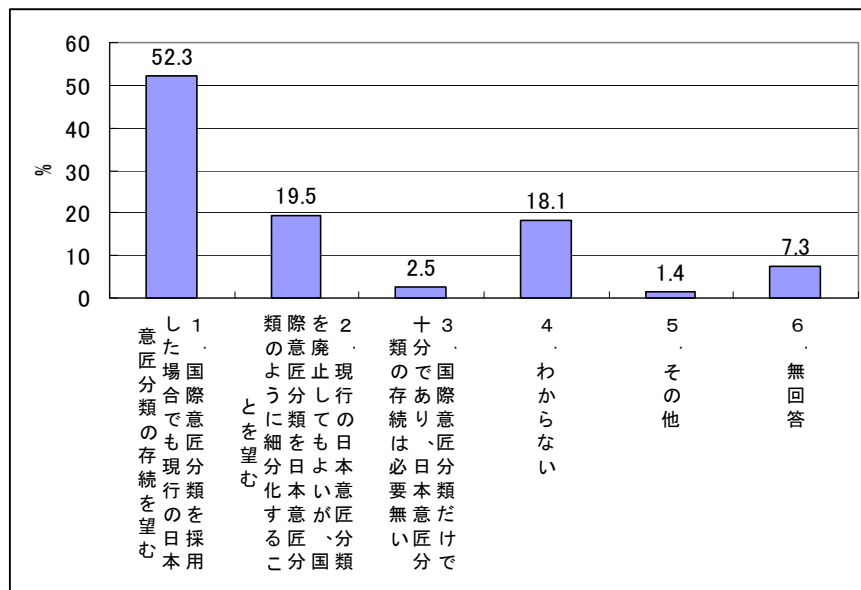
日本意匠分類に対しては、構造が分かりやすい点や、検索の絞り込みがしやすいなど、効率的なサーチのために有用であると評価があった。

2. ロカルノ協定加盟に際して、我が国で採用する分類について

我が国がロカルノ協定に加盟した場合に、我が国で国際意匠分類を採用する事になった場合であっても、日本意匠分類との併用を希望するニーズが大きく、約52%にのぼっている。また、日本意匠分類を廃止する場合に国際意匠分類が日本意匠分類程度に細分化されることを条件に挙げている回答が約20%あった。一方で、日本意匠分類を廃止しても良いとの意見は約3%であった。

これから、我が国ユーザーは、我が国がロカルノ協定に加盟し、国際意匠分類を採用した場合であっても、日本意匠分類の存続を希望する意見が大勢であるといえる。

【表4】国際意匠分類採用時の、現在の日本意匠分類について



出典：平成23年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究 ～ロカルノ協定加盟に向けた意匠制度の在り方～」を基に特許庁作成

＜日本意匠分類及び国際意匠分類についてのユーザーの意見¹＞

①国際意匠分類に関して

国際意匠分類の定義があいまいであることに関する意見

- ・ある意匠権について付与されている各国間の国際意匠分類を比較してみたところ、日本と中国では同じ分類が付与されていたが、韓国では異なる分類が付与されていた。
- ・(国際意匠分類には)分類付与定義が無い、分類肢が粗いため検索負担が大きい等の制度や運用面における不備が解消されれば、検索負担は軽減し、特に一般ユーザーにとっての恩恵は大きいと思う。
- ・汎用製品については、国際意匠分類の付与時に複数のクラスが候補として考えられる可能性もあり、判断はやや難しいかもしれない。
- ・弊社の業種に関係する物品は、ほぼ同じ国際意匠分類のクラスに属するため、国際意匠出願時の国際意匠分類の付与は比較的容易であると考えている。
- ・我が国がヘーグ協定ジュネーブ条約に加盟した場合でも、海外へ意匠出願する際には代理人を必ず使うと思われるので、分類付与について特に心配はしていない。

国際意匠分類の粗さを問題視した意見

- ・国際意匠分類を海外意匠権の検索に利用しているが、分類が粗く多量に調査対象資料がヒットするため困っている。
- ・中国は、意匠公報に付与された国際意匠分類には、クラス内に関係の無いものが余りにも多く含まれており大変困っている。
- ・主に、クラス 02(衣料品及び小間物類)、07(家庭用品、他で明記されていないもの)を利用しているが、これらのクラスが粗いと感じている。

日本意匠分類に関する意見

- ・日本意匠分類は、適切に検索結果を絞り込めるので、使い勝手がよい。
- ・日本意匠分類は(構造等が)わかりやすい。
- ・日本意匠分類は良くできており、世界でも一番良い分類システムだと思う。
- ・日本意匠分類は、一般的な商品名と物品名とが対応しない場合も含む分類体系になっていない点、検索キーとして使いにくい

②国際意匠分類採用を前提とした日本の今後の意匠分類について

¹平成 23 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究 ～ロカルノ協定加盟に向けた意匠制度の在り方～」より、抜粋、編集。

日本意匠分類の存続が必要であるとの意見

- ・国際意匠分類が採用された場合にも、国際意匠分類では意匠権調査で適切な数に絞れないので、現在の日本意匠分類(D ターム)と併存させることを望む。(D 社、G 社、M 社)
- ・主に日本意匠分類を利用しているので、日本意匠分類の継続は必要。

日本意匠分類の存続を望むが、条件次第では分類が一本化されても良いという意見

- ・我が国がヘーグ協定に加盟した場合の日本の意匠分類の在り方としては、既存の日本意匠分類と国際意匠分類の併用が望ましいが、日本意匠分類の上位分類を国際意匠分類とし、下位分類を日本意匠分類となるように組み合わせた意匠分類(ハイブリッド版と称す)にする方向でも良い。
- ・国際意匠分類のみ採用されるならば、国際意匠分類が日本意匠分類程度に細分化されることを望む。
- ・特許の IPC 分類と同様、国際意匠分類が十分利用可能なものになるなら、国際意匠分類だけで十分であり、日本意匠分類の存続の必要はない。

国際意匠分類のみでよい(日本意匠分類は不要)といった意見

- ・国際意匠分類だけで十分であり、日本意匠分類は特に必要ない。

国際意匠分類の改正に際し、我が国がイニシアチブを発揮して欲しいとの意見

- ・日本特許庁には、国際意匠分類の適正化の検討に関して、できれば(イニシアチブを発揮して)対応頂きたい。
- ・国際意匠分類が日本意匠分類程度に細分化されるよう、日本国特許庁がリードして働きかけてほしい。
(理由の例: 中国等の国がヘーグ協定に加盟すると、現状の国際意匠分類では、国際意匠分類登録の検索の際には膨大な量のノイズが含まれることが予想されることから、日中米が共通の意匠分類を採用することのメリットが大きい)
- ・日本国特許庁におかれては(国際意匠分類登録に対する)形態分類付与に関する意見発信を積極的に検討いただきたい。

③国際意匠分類を採用した際の要望

コンコーダンス等の整備

- ・日本国特許庁で国際意匠分類と日本意匠分類とのコンコーダンスを、見やすくなるように改正していただきたい。
- ・IPDL に、物品名を入力すると日本意匠分類や国際意匠分類を返してくれるような機能があれば良い。

過去の日本意匠公報への国際意匠分類の付与は不要とした意見

- ・日本意匠分類と国際意匠分類との対照表があれば検索できるので、国際意匠分類の付与は必要ない。

存続する意匠権の権利期間分の過去の意匠公報に対する国際意匠分類の付与は少なくとも必要との意見

- ・過去の意匠公報について、権利期間分(現時点からさかのぼって 20 年分)まではさかのぼって、国際意匠分類を付与してほしい。

権利期間分以前の公報への国際意匠分類の付与が必要との意見

- ・96 年以前も国際意匠分類が付与されれば、公知資料の検索などを行う際等、国際意匠分類の使用用途はあると考える。
- ・日本の意匠分類が国際意匠分類のみとなる場合には、過去までさかのぼって国際意匠分類で調べることになるため、できる限り過去分の資料にさかのぼって国際意匠分類を付与してほしい。
- ・権利の無効調査を行う際には過去分の全資料を調査することがあり、また、昔のデザインが再ブレイクすることもあるため、できる限りさかのぼって過去の資料に国際意匠分類を付与していただきたい。ただし、コストとの関係でできるところまででよい。